

下水道使用料の改定について

伊奈町上下水道課

目 次

1	伊奈町公共下水道事業の事業運営状況について・・・・・・・・・・	1
2	今回改定案の具体的内容について・・・・・・・・・・	3
3	財政収支計画の概要・・・・・・・・・・	5
4	今回改定による経営改善効果について・・・・・・・・・・	8
5	参考資料・・・・・・・・・・	11

1 伊奈町公共下水道事業の事業運営状況について

(1) 公共下水道事業の整備状況と今後の予定

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、私たちの快適な日常生活や社会経済活動を支える、欠かすことのできない都市基盤設備です。

伊奈町の公共下水道事業は、県が昭和48年より着手した中川流域下水道事業として、昭和58年9月から事業に着手し、平成3年4月に栄地区の一部から供用開始がなされました。その後、事業の推進、整備区域の拡大に努め、平成28年度末には下水道管渠の総延長は約165km、下水道普及率は74.2%となりました。

現在、平成32年度末までに、下水道事業認可区域の整備完了に向け事業を推進しています。また、今後増加が見込まれる老朽化の進んだ管渠やポンプ場施設の長寿命化を推進するとともに、安心安全を確保することが求められています。

(2) 公共下水道事業の経営状況

公共下水道事業は、地方財政法上で公営企業に位置づけられており、経費負担の原則（雨水公費・汚水私費）により、汚水処理に係る費用は、下水道の利用者が負担することが原則です。雨水に係る経費は、社会全体が便益を受けるため公費（税金）負担とし、汚水に係る経費は、特定の利用者が便益を受けるため、私費（使用料）負担にすべきという考え方です。

また、雨水に係る経費以外のもので、使用料をもって賄うことが適当でない経費として、水質規制費、水洗便所普及費などがあります。これらの経費の負担については、総務省通知「地方公営企業繰入金について」においてその負担基準が示されており、町においても当該経費を公費（一般会計）負担として繰入れ措置を行っています。

町では、下水道使用料単価は汚水処理費より低い水準で設定されているため、一般会計からの多額の繰入れによる補てんにより収支の均衡を図っております。

一般会計からの多額の繰入れは、一般会計を圧迫している状況にあるため、町財政の弾力性に影響を与えるとともに、下水道未整備地域に居住されている町民からいただいた税金の一部を汚水処理費に使っていることとなります。これは、下水道を使用できる町民とそうでない町民との間の税負担に不公平を生じさせることになるため、できる限り解消に努める必要があります。

汚水処理の費用と財源の推移

単位：千円

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
費用	汚水処理費 A	447,628	461,108	472,627	475,510	480,724
	維持管理費	174,769	173,663	181,137	200,589	206,472
	資本費	272,859	287,445	291,490	274,921	274,252
財源	使用料収入 B	331,679	343,245	364,092	366,656	372,896
	不足額（公費補てん）	115,949	117,863	108,535	108,854	107,828
有収水量（m ³ ） C		2,984,186	3,074,354	3,150,849	3,169,786	3,204,817
処理単価（円） A/C		150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
使用料単価（円） B/C		111.1	111.6	115.6	115.7	116.4
経費回収率 B/A		74.1%	74.4%	77.0%	77.1%	77.6%

(3) 下水道事業経営の効率化・経費削減のための取組状況

① 地方債利息の軽減

下水道施設の整備には、一時的に多額の資金が必要となりますが、その年度の収入だけでは資金を調達することは困難です。そこで、地方債を借り入れることにより、その収入不足を補い、後年度に元金と利息を償還することで財政負担を平準化していきます。町では、地方債を活用し積極的に下水道の整備を進めてきましたが、元利償還金の下水道財政に占める割合が大きくなっています。下水道事業の経営改善には、この地方債利息の軽減が重要であることから、平成19年度から平成21年度に国の臨時制度を利用し、高金利債から低金利債への借換えを実施しました。これにより、約2億1,183万円の利子償還金が削減されました。

② 定員管理の適正化

平成17年度に策定された「伊奈町定員適正化計画」に基づき、これまでも定員管理の見直しに努めてまいりましたが、今後も適正な定員管理等により、人件費の増加を抑制することとしています。平成7年度では職員数が10人でしたが、事業の進捗に合わせ定員管理しております。また、平成27年度には機構改革により上水道部門と統合され、上下水道課となりました。統合によりさらなる人件費の抑制が図られ、平成29年度現在では5.5人となっています。

③ 建設コストの縮減

管渠築造時に使用する土留材を軽量鋼矢板からアルミ矢板への変更、管渠周囲の埋め戻し材を再生砂から再生砕石への変更、さらに舗装復旧工事における路盤やアスファルト合材の再生材の使用等、今後も継続して建設コストの低廉化に努めてまいります。

(4) 下水道使用料を改定する必要性

現行の下水道使用料は、平成3年度に供用開始以来、消費税率の改定に伴う改定を行っておりますが、使用料そのものについては見直しを行っておりません。

下水道事業の歳出につきましては、昭和58年の事業着手から35年が経過し、今後は下水道管やポンプ場の各種設備等の老朽化が進み、施設更新にかかる必要経費が年々増加することが見込まれます。また、流域下水道維持管理負担金の増額や消費増税による維持管理費の増加、下水道普及率向上のための地方債借入が増加することによる元利償還金の増加などから、支出額は年々増加傾向にあります。

一方、下水道使用料収入の基準となる汚水排除量につきましては、家族形態の細分化や節水機器の普及などにより、横ばい傾向で推移すると見込まれます。

このような状況のなか、伊奈町では、これまでに地方債利息の軽減や、組織の見直しによる経費節減に努めてまいりましたが、経費削減だけでは下水道事業財政の厳しい経営状況に対処することが困難となっています。また、町の財政状況も大変厳しいなか、下水道未整備地区の方々の税金も含まれる一般会計からの多額の補てんは困難な状況です。

このような状況から、下水道事業を健全化し、事業を安定的に継続するため、下水道使用料の改定が必要となります。

2 今回改定案の具体的内容について

(1) 財政収支計画期間

平成30年度～平成34年度までの5年間

公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道使用料算定の基本的考え方」によると、予測の確実性の観点から3～5年が適当であるとされていること、また、町民の生活に直接影響する使用料改定は、度々行うべきではないという考え方から、5年間としております。

(2) 平均改定率

23.7%

町では、財政状況が大変厳しい状態が続いており、これ以上の一般会計からの繰入れによる補てんが期待できません。今回の改定では、基準外繰入金の抑制を目的とし、財政収支計画期間である平成30年度から平成34年度の基準外繰入金を、現行の使用料で賄った場合を想定し、その基準外繰入金の半減を目標に平均改定率を23.7%といたしました。

ただし、基本使用料については、使用水量の少ない世帯への影響が大きいため、月額700円（税抜き）から800円（税抜き）に改定し、改定率を14.3%といたしました。

(3) 改定の時期

平成30年4月から

12月定例会での議決を得た後、町民への周知期間及びシステムの改修期間等を考慮し、4月からとします。

(4) 使用料体系の見直し

超過使用料区分に、1,000 m³以上の区分を新設します。

これまで、300 m³以上の使用料については一律でしたが、町の水道料金や近隣市の取り扱いを参考に、より適正な使用水量に応じた料金体系とするものです。

なお、今後の課題として、現行の10 m³までを基本水量とした基本水量制から、基本使用料と1 m³からの従量使用料とした使用料体系への転換を水道料金の料金体系とともに検討していく必要があると考えます。

(5) 料金表 現行・改正案 比較表

単位：円／1か月（税抜き）

種 類		排水量	現行	改定案	改定額	改定率
一般用	基本使用料	10 m ³ まで	700	800	100	14.3%
	超過使用料 1 m ³ につき	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	110	138	28	25.5%
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	120	150	30	25.0%
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	130	163	33	25.4%
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	140	175	35	25.0%
		100 m ³ を超え 300 m ³ まで	150	188	38	25.3%
		300 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	160	200	40	25.0%
		1,000 m ³ を超 える分	—	213	—	新設
		公衆浴場用	1 m ³ につき	60	60	0

(6) 水量別下水道使用料 現行・改正案 比較表

1か月（税抜き）

汚水排水量	現行	改定案	増加額	増加率
0～10 m ³	700 円	800 円	100 円	14.3%
20 m ³	1,800 円	2,180 円	380 円	21.1%
30 m ³	3,000 円	3,680 円	680 円	22.7%
50 m ³	5,600 円	6,940 円	1,340 円	23.9%
100 m ³	12,600 円	15,690 円	3,090 円	24.5%
300 m ³	42,600 円	53,290 円	10,690 円	25.1%
1,000 m ³	154,600 円	193,290 円	38,690 円	25.0%
2,000 m ³	314,600 円	406,290 円	91,690 円	29.1%

3 財政収支計画の概要（平成30年度～34年度）

（以下平成29年7月試算）

（1）歳出推計

単位：千円

歳出総額	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	合計
		915,890	911,890	903,935	904,935	905,935

【内訳】

維持管理費	250,555	245,555	236,600	236,600	236,600	1,205,910
公債費	564,335	565,335	566,335	567,335	568,335	2,831,675
建設改良費	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	505,000

（2）歳入推計

単位：千円

歳入総額	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	合計
		915,890	911,890	903,935	904,935	905,935

【内訳：現行使用料】

国庫補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
地方債	210,000	205,000	185,000	185,000	185,000	970,000
その他	25,701	25,701	25,701	25,701	25,701	128,505
下水道使用料	373,793	377,254	380,715	380,715	380,715	1,893,192
一般会計繰入金	301,396	298,935	307,519	308,519	309,519	1,525,888

【内訳：改定使用料】

国庫補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
地方債	210,000	205,000	185,000	185,000	185,000	970,000
その他	25,701	25,701	25,701	25,701	25,701	128,505
下水道使用料	462,335	466,615	470,896	470,896	470,896	2,341,638
一般会計繰入金	212,854	209,574	217,338	218,338	219,338	1,077,442

現行使用料と改定使用料の比較

下水道使用料	88,542	89,361	90,181	90,181	90,181	448,446
一般会計繰入金	△88,542	△89,361	△90,181	△90,181	△90,181	△448,446

(3) 維持管理費の見込み

【管渠費】

単位：千円

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	合計
職員給与費	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	23,000
修繕費	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	9,000
材料費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,500
委託料	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	36,000
その他	100	100	100	100	100	500
合計	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800	74,000

【ポンプ場費】

単位：千円

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	合計
職員給与費	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	23,000
修繕費	200	200	200	200	200	1,000
材料費	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	28,500
委託料	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
その他	100	100	100	100	100	500
合計	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	83,000

【その他】

単位：千円

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	合計
職員給与費	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	24,000
流域維持管理負担金	140,000	140,000	150,500	150,500	150,500	731,500
使用料賦課徴収委託料	17,400	17,400	17,400	17,400	17,400	87,000
委託料	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
その他	50,955	45,955	26,500	26,500	26,500	176,410
合計	219,155	214,155	205,200	205,200	205,200	1,048,910

(4) 公債費の見込み

単位：千円

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	合計
元金	466,134	476,134	486,134	496,134	506,134	2,430,670
利子	98,201	89,201	80,201	71,201	62,201	401,005
合 計	564,335	565,335	566,335	567,335	568,335	2,831,675

(5) 建設改良費の見込み

単位：千円

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	合計
職員給与費	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	47,000
工事請負費	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	210,000
委託料	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000
流域下水道建設負担金	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	158,000
その他	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
合 計	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	505,000

4 今回改定による経営改善効果について

(1) 経費回収率の改善

今回の改定により、平成30年度から平成34年度の5か年の合計で、下水道使用料は、約18億9,319万円から23億4,163万円に増加し、その結果、一般会計からの繰入金は4億4,844万円減少することとなります。

なお、経費回収率は、5か年の平均77.1%から95.3%に改善される見込みです。

【現行使用料】

(税込み)

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	合計
汚水処理費(千円) A (D + E)	485,025	485,025	495,525	495,525	495,525	2,456,625
使用料収入(千円) B	373,793	377,254	380,715	380,715	380,715	1,893,192
有収水量 (m ³) C	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	17,500,000
処理単価 (円) A / C	138.6	138.6	141.6	141.6	141.6	140.4
使用料単価 (円) B / C	106.8	107.8	108.8	108.8	108.8	108.2
経費回収率 (%) B / A	77.1	77.8	76.8	76.8	76.8	77.1

(内訳)

維持管理費(千円) D	219,072	219,072	229,572	229,572	229,572	1,126,860
資本費 (千円) E	265,953	265,953	265,953	265,953	265,953	1,329,765

【改定使用料】

(税込み)

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	合計
污水处理費(千円) A (D + E)	485,025	485,025	495,525	495,525	495,525	2,456,625
使用料収入(千円) B	462,335	466,615	470,896	470,896	470,896	2,341,638
有収水量 (m ³) C	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	17,500,000
処理単価 (円) A / C	138.6	138.6	141.6	141.6	141.6	140.4
使用料単価 (円) B / C	132.1	133.3	134.5	134.5	134.5	133.8
経費回収率 (%) B / A	95.3	96.2	95.0	95.0	95.0	95.3

(内訳)

維持管理費(千円) D	219,072	219,072	229,572	229,572	229,572	1,126,860
資本費 (千円) E	265,953	265,953	265,953	265,953	265,953	1,329,765

(2) 基準外繰入金の抑制

今回の改定により、基準外繰入金について5年間で約4億4,844万円、平均で年間約8,969万円が抑制できることとなります。

【改定後歳入内訳】

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	合計
歳入総額	915,890	911,890	903,935	904,935	905,935	4,542,585
国庫補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
地方債	210,000	205,000	185,000	185,000	185,000	970,000
その他	25,701	25,701	25,701	25,701	25,701	128,505
下水道使用料	462,335	466,615	470,896	470,896	470,896	2,341,638
一般会計繰入金	212,854	209,574	217,338	218,338	219,338	1,077,442
基準内繰入金	125,800	125,800	125,800	125,800	125,800	629,000
基準外繰入金	87,054	83,774	91,538	92,538	93,538	448,442

現行使用料との比較

一般会計繰入金	301,396	298,935	307,519	308,519	309,519	1,525,888
基準内繰入金	125,800	125,800	125,800	125,800	125,800	629,000
基準外繰入金	175,596	173,135	181,719	182,719	183,719	896,888
改定による減額分	△88,542	△89,361	△90,181	△90,181	△90,181	△448,446

(3) 下水道使用料の内訳

単位：千円（税込み）

財政収支計画期間	現行 (ア)	改定案 (イ)	増収額 (イ) - (ア)
平成30年度～平成34年度	1,893,192	2,341,638	448,446

(4) 平均改定率の算定

$$\begin{array}{l} \text{使用料収入増収額} \div \text{現行使用料収入} = \text{平均改定率} \\ 448,446 \text{ 千円} \quad 1,893,192 \text{ 千円} \quad 23.7\% \end{array}$$

5 参考資料

近隣市との比較

(税込み)

	20 m ³ /月	差 額	使用料改定日
さいたま市	2,414 円	470 円	平成 26 年 7 月 1 日
伊奈町 (改定案)	2,354 円	410 円	
鴻巣市	2,268 円	324 円	平成 20 年 4 月 1 日
上尾市	2,116 円	172 円	平成 26 年 10 月 1 日
桶川市	1,944 円	0 円	
北本市	1,944 円	0 円	
伊奈町 (現行)	1,944 円	—	
蓮田市	1,940 円	△4 円	平成 27 年 10 月 1 日

改定案に伴う使用料負担比較

	20 m ³ /月				
	税抜き	税込み	差 額		増加率
			1 か月	年間	
現行使用料	1,800 円	1,944 円	—	—	—
改定案	2,180 円	2,354 円	410 円	4,920 円	21.1%

	35 m ³ /2 か月 ※				
	税抜き	税込み	差 額		増加率
			1 回	年間	
現行使用料	3,050 円	3,294 円	—	—	—
改定案	3,670 円	3,963 円	669 円	4,014 円	20.3%

※伊奈町の平均的な家庭での使用水量